

令和7年度(2025年度)

定期監査結果報告書


城陽市監査委員



7 城 監 第 4 4 号
令和 8 年 2 月 1 2 日
(2026年)

城陽市議会議長 乾 秀 子 様

城陽市監査委員 山 本 弘 之 

城陽市監査委員 平 松 亮 

令和 7 年度（2025年度）定期監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 4 項及び城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱の規定による令和 7 年度（2025年度）定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

第 1 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 4 項及び城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱の規定による定期監査

第 2 監査の対象

令和 7 年（2025年）4 月から令和 7 年（2025年）7 月までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて期間前の事務事業を含む）

令和 5 年度（2023年度）から令和 7 年度（2025年度）までにおける市の事務の執行（行政監査を兼ねる）

第 3 監査の実施期間

令和 7 年（2025年）8 月 1 日から令和 8 年（2026年）2 月 4 日まで

第 4 監査の対象部局

- 1 まちづくり活性部（東部丘陵整備課、新名神推進課、商工観光課、農政課）
- 2 都市整備部（都市政策課、管理課、土木課）
- 3 消防本部（消防総務課、予防課、警防課、救急課、久津川消防分署、青谷消防分署）
- 4 監査委員事務局
- 5 公平委員会事務局
- 6 選挙管理委員会事務局
- 7 農業委員会事務局

第 5 監査の着眼点（評価項目）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項の規定による、市の財務に関する事務の執行が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定による行政監査の視点から、市の事務または事業の執行について、経済性、効率性及び有効性を主眼として監査を実施した。

第6 監査の実施内容

あらかじめ対象部局に係る資料の提出を求め、抽出した事項を対象に係る諸帳簿及び証拠書類を事前に審査し、現地調査及び関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

第7 監査の結果

事務の執行等については、おおむね適正に処理されているものと認められた。ただし、一部の事務については、以下に示すように改善及び検討を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい（指摘事項として記載）。指摘事項については、法令や条例等の関係例規及び基準、方針などに則した事務執行がなされていない、公金の取扱いに関し誤りがある、また適正を欠く事例で社会状況等からも是正する必要があると認められるものとしている。指摘事項に至らない事例や、前回の定期監査では注意事項で公表等を行わなかったが、今回も再度見受けられた事例については、要望等として記載しており、事務執行の参考とされたい。

I 個別指摘事項等

1 まちづくり活性部

(1) 東部丘陵整備課（説明聴取日：令和7年10月2日）

① 指摘事項は、次のとおりである。

特に指摘すべき事項は見られなかった。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

<歳入>

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 130,759,000	円 1,189,000	円 0	% 0.0	% 0.0

<歳出>

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
市道3201号線の整備に係る経費	86,583,000	0	0.0
東部丘陵地の利用支援に係る経費	42,514,000	72,391	0.2
その他の経費	12,147,000	2,757,729	22.7
合計	141,244,000	2,830,120	2.0

[繰越明許]

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
東部丘陵地の整備に係る経費	48,000,000	0	0.0
東部丘陵地の利用支援に係る経費	10,604,000	0	0.0
合計	58,604,000	0	0.0

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

特に要望及び意見すべき事項は見られなかった。

(2) 新名神推進課（説明聴取日：令和7年10月2日）

① 指摘事項は、次のとおりである。

特に指摘すべき事項は見られなかった。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

<歳入>

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 1,376,460,000	円 558,800,000	円 0	% 0.0	% 0.0

[繰越明許]

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 1,131,130,000	円 632,730,000	円 0	% 0.0	% 0.0

<歳出>

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
東部丘陵線の整備に係る経費	1,277,100,000	182,517,852	14.3
一般管理に係る経費	4,695,000	509,281	10.8
新名神高速道路等の整備促進に係る経費	277,000	80,132	28.9
合計	1,282,072,000	183,107,265	14.3

[繰越明許]

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
東部丘陵線の整備に係る経費	1,192,774,000	0	0.0
合計	1,192,774,000	0	0.0

[事故繰越]

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
東部丘陵線の整備に係る経費	79,640,000	0	0.0
合計	79,640,000	0	0.0

- ③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。
特に要望及び意見すべき事項は見られなかった。

(3) 商工観光課（説明聴取日：令和7年10月6日）

- ① 指摘事項は、次のとおりである。

公用車運行日誌兼運行前点検表のアルコールチェックについて、確認時間の記載誤りを見受けた。

道路交通法施行規則の改正に伴い、公用車運転前後のアルコール検知器によるアルコールチェック及び記録の保存が義務化されている。チェック表の記載誤りではあるが、当該義務の履行における正確性と信頼性を問われかねない事務処理と言える。何より公用車使用における交通安全対策の徹底のためにも、運行日誌兼運行前点検表の適切な運用・管理を行われたい。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

〈歳入〉

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 400,191,000	円 254,954,611	円 2,094,194	% 0.5	% 0.8

〈歳出〉

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
融資に係る経費	299,452,000	241,007,383	80.5
プレミアム付商品券の発行に係る経費	132,000,000	128,800,000	97.6
その他の経費	150,958,000	46,466,545	30.8
合計	582,410,000	416,273,928	71.5

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

一般社団法人城陽市観光協会について、市からの補助金実績報告等の関係書類を確認したところ、当該協会のホームページの一部の更新がされていない状況を見受けた。

当該協会に対しては、市から多額の補助金の交付を行っており、また当該協会の理事には市の職員も入っていることから、適切な運営が行えるように助言等を行われたい。

(4) 農政課（説明聴取日：令和7年10月6日）

① 指摘事項は、次のとおりである。

特に指摘すべき事項は見られなかった。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

〈歳入〉

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 49,638,000	円 6,952,029	円 1,930,300	% 3.9	% 27.8

〈歳出〉

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
特産物の振興に係る経費	17,559,000	386,823	2.2
森林の保全に係る経費	12,566,000	7,672	0.1
その他の経費	35,294,000	7,545,682	21.4
合計	65,419,000	7,940,177	12.1

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

ア 補助金交付事業の交付申請に関する書類で記載誤りを見受けた。

補助金の交付申請や実績報告を受けた際には、交付申請書や実績報告書とその関係証拠書類を十分に確認するとともに、不備等がある場合は補助事業者に対し適切に指導されたい。

イ 出勤簿について、休暇取得時間数の記載漏れ等を見受けた。

出勤簿の記載漏れについては、前回（令和4年度）定期監査において注意事項として伝えている。出勤簿や休暇簿については、サービスや労務管理における基本のルールになるので、適切な運用に努められたい。

2 都市整備部

(1) 都市政策課（説明聴取日：令和7年10月7日）

① 指摘事項は、次のとおりである。

公用車運行日誌兼運行前点検表のアルコールチェックについて、確認時間の記載誤りを見受けた。

道路交通法施行規則の改正に伴い、公用車運転前後のアルコール検知器によるアルコールチェック及び記録の保存が義務化されている。チェック表の記載誤りではあるが、当該義務の履行における正確性と信頼性を問われかねない事務処理と言える。何より公用車使用における交通安全対策の徹底のためにも、運行日誌兼運行前点検表の適切な運用・管理を行われたい。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

<歳入>

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 119,806,000	円 44,000,259	円 11,466,960	% 9.6	% 26.1

[繰越明許]

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 69,645,000	円 4,345,000	円 0	% 0.0	% 0.0

<歳出>

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
山城青谷駅周辺道路等の整備に係る経費	67,323,000	278,300	0.4
地域公共交通対策に係る経費	63,940,000	1,022,903	1.6
その他の経費	78,288,000	15,385,855	19.7
合計	209,551,000	16,687,058	8.0

[繰越明許]

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
寺田駅周辺道路の整備に係る経費	65,331,000	0	0.0
都市計画業務に係る経費	8,690,000	0	0.0
合計	74,021,000	0	0.0

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

特に要望及び意見すべき事項は見られなかった。

(2) 管理課（説明聴取日：令和7年10月7日）

① 指摘事項は、次のとおりである。

賃貸借契約の更新に係る事務処理において、支出負担行為に係る専決区分の誤りを見受けた。

事務決裁規程で定める専決区分に従い、適切に事務処理されたい。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

<歳入>

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 250,955,000	円 221,105,574	円 147,606,868	% 58.8	% 66.8

<歳出>

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
道路橋りょうの管理に係る経費	77,599,000	4,408,738	5.7
城陽排水機場の管理に係る経費	73,476,000	1,439,789	2.0
その他の経費	250,440,000	23,761,815	9.5
合計	401,515,000	29,610,342	7.4

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

出勤簿について、出勤印の押印漏れを見受けた。

出勤簿の押印漏れについては、前回（令和4年度）定期監査において注意事項として伝えている。出勤簿や休暇簿については、サービスや労務管理における基本のルールになるので、適切な運用に努められたい。

(3) 土木課（説明聴取日：令和7年10月7日）

① 指摘事項は、次のとおりである。

ア 出張命令書及び出張復命書兼旅費請求書に係る事務処理において、支出負担行為に係る専決区分の誤りを見受けた。

事務決裁規程で定める専決区分に従い、適切に事務処理されたい。

イ 公用車運行日誌兼運行前点検表のアルコールチェックについて、目視等のみで検知器のチェックが漏れているもの、確認時間の記載誤りを見受けた。

道路交通法施行規則の改正に伴い、公用車運転前後のアルコール検知器によるアルコールチェック及び記録の保存が義務化されている。チェック表の記載誤りではあるが、当該義務の履行における正確性と信頼性を問われかねない事務処理と言える。何より公用車使用における交通安全対策の徹底のためにも、運行日誌兼運行前点検表の適切な運用・管理を行われたい。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

<歳入>

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 605,952,000	円 178,800	円 44,700	% 0.0	% 25.0

[繰越明許]

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 73,600,000	円 0	円 0	% 0.0	% 0.0

[事故繰越]

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 104,008,000	円 59,908,000	円 0	% 0.0	% 0.0

<歳出>

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
中村道踏切の改良に係る経費	117,070,000	2,040,911	1.7
高田児童公園雨水調整池の整備に係る経費	107,000,000	0	0.0
その他の経費	384,633,000	6,989,968	1.8
合計	608,703,000	9,030,879	1.5

[繰越明許]

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
市道3001号線の整備に係る経費	37,640,000	37,040,000	98.4
山城青谷駅周辺道路等の整備に係る経費	28,575,000	0	0.0
その他の経費	10,830,000	10,639,520	98.2
合計	77,045,000	47,679,520	61.9

[事故繰越]

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
中村道踏切の改良に係る経費	108,926,000	67,046,000	61.6
合計	108,926,000	67,046,000	61.6

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

特に要望及び意見すべき事項は見られなかった。

3 消防本部（説明聴取日：令和7年10月2日）

【消防総務課、予防課、警防課、救急課、久津川消防分署、青谷消防分署】

① 指摘事項は、次のとおりである。

ア 情報セキュリティについて、地図検索装置を私的に利用していた事案を報道等により見受けた。

業務以外の目的での情報システムの使用の禁止については、城陽市情報セキュリティポリシーに定められている。個人情報の漏えいや情報資産の破壊、システムの障害等を防止するためには、職員のセキュリティポリシーの遵守が極めて重要なことであることから、再度起こさないように規定の遵守を徹底されたい。

イ 公用車運行日誌兼運行前点検表のアルコールチェックについて、確認時間等の記載漏れを見受けた。

道路交通法施行規則の改正に伴い、公用車運転前後のアルコール検知器によるアルコールチェック及び記録の保存が義務化されている。チェック表の記載漏れではあるが、当該義務の履行における正確性と信頼性を問われかねない事務処理と言える。何より公用車使用における交通安全対策の徹底のためにも、運行日誌兼運行前点検表の適切な運用・管理を行われたい。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

<歳入>

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 142,576,000	円 1,727,440	円 1,583,634	% 1.1	% 91.7

<歳出>

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
消防指令センターの共同運用に係る経費	106,808,000	106,807,288	100.0
一般管理に係る経費	81,618,000	19,552,544	24.0
その他の経費	197,968,000	26,787,753	13.5
合計	386,394,000	153,147,585	39.6

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

出勤簿について、出勤印の押印漏れや年次有給休暇等の取得の記載漏れを見受けた。

出勤簿の押印漏れ等については、前回（令和4年度）定期監査において注意事項として伝えている。出勤簿や休暇簿については、サービスや労務管理における基本のルールであり、また出勤時等の体制確保の重要性からも、適切な運用に努められたい。

4 監査委員事務局（説明聴取日：令和7年9月29日）

① 指摘事項は、次のとおりである。

特に指摘すべき事項は見られなかった。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

<歳出>

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
監査等業務に係る経費	2,901,000	675,935	23.3
一般管理に係る経費	64,000	0	0.0
合計	2,965,000	675,935	22.8

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

特に要望及び意見すべき事項は見られなかった。

5 公平委員会事務局（説明聴取日：令和7年9月29日）

① 指摘事項は、次のとおりである。

特に指摘すべき事項は見られなかった。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

<歳出>

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
公平委員会業務に係る経費	995,000	300,460	30.2
一般管理に係る経費	15,000	0	0.0
合計	1,010,000	300,460	29.7

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

特に要望及び意見すべき事項は見られなかった。

6 選挙管理委員会事務局（説明聴取日：令和7年11月10日）

① 指摘事項は、次のとおりである。

ア 業務委託及び選挙管理委員会開催通知に係る事務処理において、決裁権者の押印漏れ（決裁漏れ）を見受けた。

事務決裁規程等で定める専決区分に従い、適切に事務処理されたい。

イ 情報セキュリティについて、選挙事務補助職員派遣事業に係る個人情報保護及びデータ保護に関する特記仕様書の秘密の保持等に関する誓約書において、押印漏れ及び日付が記入されていない書類を受け付けしているものを見受けた。

当該書面についてはその内容の証拠となるもので、日付等が記載漏れの場合、不測の不利益を被るおそれがあることから適切に処理されるとともに、外部委託業者に対しても情報セキュリティの重要性について共通認識を徹底されたい。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

<歳入>

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 77,841,000	円 41,970,440	円 41,869,440	% 53.8	% 99.8

<歳出>

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
市長選挙・市議会議員補欠選挙に係る経費	42,581,000	76,141	0.2
参議院議員通常選挙に係る経費	35,932,000	6,522,121	18.2
その他の経費	47,237,000	1,830,653	3.9
合計	125,750,000	8,428,915	6.7

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

公印使用簿について、使用月日の記載漏れや訂正箇所への訂正印漏れを見受けた。公印使用簿の訂正印漏れ等については、前回（令和4年度）定期監査において注意事項として伝えている。今回再度見受けたので適切な運用に努められたい。

7 農業委員会事務局（説明聴取日：令和7年10月6日）

① 指摘事項は、次のとおりである。

城陽市農業委員会定例会の会議録について、城陽市農業委員会会議規則により、「会議録には、会長及び会議において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。」とあるが、作成された会議録の一部について、委員の署名がなされていないものを見受けた。

会議録への委員の署名漏れについては、会議録に対する正確性と信頼性を問われかねない事務処理と言えるので、規則に則して適正な会議録の作成をされたい。

② 予算執行状況は、次表のとおりである。（令和7年7月31日現在）

<歳入>

予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)
円 4,762,000	円 1,729,200	円 115,200	% 2.4	% 6.7

<歳出>

事業名	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
	円	円	%
農業委員会業務に係る経費	9,949,000	3,057,682	30.7
機構集積の支援に係る経費	4,457,000	1,140,626	25.6
その他の経費	834,000	121,132	14.5
合計	15,240,000	4,319,440	28.3

③ 監査委員の要望及び意見は、次のとおりである。

特に要望及び意見すべき事項は見られなかった。

II 定期監査を終えて（監査委員の総括要望）

定期監査を実施し、I各所属の個別指摘事項等における指摘事項については、法令や条例等の関係例規及び基準、方針などに則した事務執行がなされていない、公金の取扱いに関し誤りがある、また適正を欠く事例で社会状況等からも是正する必要があると認められるものとしている。指摘事項に至らない事例や、前回の定期監査では注意事項で公表等は行わなかったが、今回も再度見受けられた事例については、要望等として記載しており、事務執行の参考とされたい。（第7 監査の結果の文中一部を再掲）

一部の事務については、注意事項としたものも含め、全庁的に留意されたい事例を総括要望として以下でまとめたので、今後、適正な事務の執行に努められたい。

- 1 公文書の作成について、記載誤りや押印漏れなどが散見されており、引き続き細心の注意を払い、文書の作成、また確認にあたられたい。特に外部への通知に係る起案文書で、通知文書の決裁文書（原議書）で通知日が未記載のまま保存されているものを複数見受けた。決裁終了後に文書を通知する際には、浄書と校合により公文書となる通知文書の確認を徹底されたい。また、決裁文書（原議書）を公文書として保存する際には、起案者や文書主任による起案文書や決裁文書（原議書）の再確認を行うなど、適切な公文書の管理を徹底されたい。
- 2 支出負担行為に係る事務処理について、一部の所属において専決区分の誤りや決裁権者の押印漏れ（決裁漏れ）を見受けたことから、事務処理の際には事務決裁規程の確認を徹底されたい。
- 3 情報セキュリティについて、一部の所属において業務以外の目的での情報システムの使用や、外部委託の場合のセキュリティ対策で、日付が記入されていない書類を受け付けしているものを見受けた。
多くの業務が情報システムやネットワークに依存し、市民の個人情報や行政運営上重要な情報資産を様々な脅威から守ることは、市民の権利、利益を守るためにも、また、行政の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠となっている。外部委託業者との情報セキュリティの重要性についての共通認識の共有も含め、セキュリティポリシーの遵守を徹底されたい。
- 4 補助金について、一部の所属において書類の記載誤りなどの不備が見られることから、補助金の交付申請や実績報告を受けた際にはそれらを十分に確認するとともに、不備等がある場合は補助事業者に対し適切に指導されたい。
- 5 出張復命書兼旅費請求書について、鉄道賃等において急行料金や座席指定料金などの運賃以外の費用や、宿泊費が掛かった場合は、その額が分かる領収書等の書類が必要とされているが、一部の所属において紛失等により行われていないものを見受けた。

支払い事実の証明のために、支払いが客観的に確認できる領収書等の資料の提出が必要

なことから、規定に則した事務処理を行われたい。

- 6 時間外勤務については、令和元年度から職員の超過勤務命令の上限設定（月45時間以下かつ年360時間以下）が行われているが、一部の職員において上限設定を超過して勤務している状況を見受けた。

所属長は、業務分担の見直しなど時間外勤務の適正な管理に努めるとともに、健康相談の活用や年次有給休暇の計画的な取得の推進など職員の健康管理に十分留意されたい。

また、職員の健康増進や効率的な時間外勤務の実施のため、時間外勤務にあたっては一定の休憩時間を確保するよう取り組まされたい。

- 7 公用車運行日誌兼運行前点検表のアルコールチェックについて、一部の所属において確認時間の記載漏れ等を見受けた。

道路交通法施行規則の改正に伴い、公用車運転前後のアルコール検知器によるアルコールチェック及び記録の保存が義務化されている。チェック表の記載誤りや記載漏れではあるが、当該義務の履行における正確性と信頼性を問われかねない事務処理と言える。何より公用車使用における交通安全対策の徹底のためにも、運行日誌兼運行前点検表の適切な運用・管理を行われたい。